

いう範囲で一件当たりどの程度金額としてはお見込みになつてゐるのでしょうか。

○山本参考人 ここに算定会理事長の代理として専務理事が出席しておりますので、このほうから……。

○南参考人 私、自動車保険料率算定会専務理事の南でございます。

いまお尋ねの一件当たりと申しますのは、死亡の場合とそれから傷害の場合と違つておりますので、死亡の場合は從来三百万で抑えられております。

——経費でございますか。

○久保委員 六・七%とおつしやつたその経費はどの程度に実額は見込まれてゐるか、それをお聞きしたのです。

○南参考人 実額でございますか。——一件当たりの経費は、収入社費一件当たりにつきまして、今度見込ましたのは、四十三年度の決算でござりますが、一件当たり四百八十二円でござります。

○久保委員 そこで、もう一つお伺いしたいのであります、四百八十二円といふのは、こまかいことを申し上げるようで恐縮であります、実際に店費といふか、手数料、そういうものをまさつていける数字であるのかどうか。年々減々車の数はふえてまいる。事故もふえているのですが、事故の比率は、自動車の台数に対してもそれほどではないかと思うのであります。だから、そういう関係を含めてこの四百八十二円といふものが、実際に保険会社といふか、そういうものの経費をまかなつて十分であるか、あるいは足りないのか、そういう計算はしてあるのかどうか。ただ逆算して四百八十二円でありますといふことなかが、それとも計算した上で四百八十二円であったのか。これはどちらなんですか。

○山本参考人 お答えいたします。
この十一月の改定前に、われわれがこの制度から取り扱ひの経費としてもらつたのは、いま南君がお答えした四百八十二円でございますが、實際にわれわれがかけている経費は、これは三十九年にござります。

度かにきめられたもので、その後だんだん人件費とかいろいろな経費がかさんでいますから、四十三年度で見ますと、一件当たり七百二十三円くらいいになつています。それで、昨年に改定されたときには、これを八百八十八円というふうに改定されました。

○久保委員 さつきのお話とはだいぶ違うのであります。それでも実績で七百二十三円、料率改定で八百八十八円にした、こういうお話ですね。

○山本参考人 はい。

○久保委員 それじゃ、満ち足りてゐると言つては語弊がありますが、十分である、十分に経費は満ち足りてゐる、こういうふうに見ていいと思うのです。

そこで、もう一つ、これは損保協会の山本さんにお伺いするのだろうと思うのであります。いわゆる保険金の滞留金ですね。この滞留している金は当然のこと、利息といふ利益を生みます。が、この利益は、この制度のもとでどう処分される性格のものでしよう。

○山本参考人 お答えをします。

その前に、先ほどお話を出した経費のことです

が、申し上げたように、七百二十三円、保険会社の仕証経費を見ましたらそういうことになつたの

ですが、それを八百八十八円といふことは、百六十円ばかり多くなつていてるわけです。しかし、そ

ういったことは、おそらくこの料率は簡単に認められるはずはないのですが、実際上私のほうで一

番手数のかかるのは、要するに賠償の事件を実際に取り扱う、私のほうで査定といいますが、調査して保険金を支払うその手続になるわけですが、

そういう手続について從来百九十二円ばかり経費をかけているのですが、実際はそれでは非常に不十分だということであるのはいろいろな調査をするために機械の整備やいろいろなものを用意しなければならぬということで、この分が四百四円、そういうふうに急激にふえているわけです。

だから、保険会社固有の営業といいますか、契約

を引き受けたり、いろいろ処理する経費といふも

のは、むしろ全額認められているんじゃないとかと申上げるわけです。私のほうは、実際仕事をやつてゐる算定会の機構の中で処理してしまつてあります。

○久保委員 さつきのお話とはだいぶ違うのであります。それから御指摘の運用益、これは從来も審議会にあります。これが帳消しにしよう。それから三年度で見ますと、一件当たり七百二十三円くらいいになつています。それで、昨年に改定されたときには、これを八百八十八円というふうに改定されました。

○山本参考人 はい。

○久保委員 それじゃ、満ち足りてゐると言つては語弊がありますが、十分である、十分に経費は満ち足りてゐる、こういうふうに見ていいと思うのです。

そこで、もう一つ、これは損保協会の山本さんにお伺いするのだろうと思うのであります。いわゆる保険金の滞留金ですね。この滞留している金は当然のこと、利息といふ利益を生みます。が、この利益は、この制度のもとでどう処分される性格のものでしよう。

○山本参考人 お答えをします。

その前に、先ほどお話を出した経費のことです

が、申し上げたように、七百二十三円、保険会社の仕証経費を見ましたらそういうことになつたの

ですが、それを八百八十八円といふことは、百六十円ばかり多くなつていてるわけです。しかし、そ

ういったことは、おそらくこの料率は簡単に認められるはずはないのですが、実際上私のほうで一

番手数のかかるのは、要するに賠償の事件を実際に取り扱う、私のほうで査定といいますが、調査して保険金を支払うその手続になるわけですが、

そういう手続について從来百九十二円ばかり経費をかけているのですが、実際はそれでは非常に不十分だということであるのはいろいろな調査をするために機械の整備やいろいろなものを用意しなければならぬということで、この分が四百四円、そういうふうに急激にふえているわけです。

だから、保険会社固有の営業といいますか、契約

を引き受けたり、いろいろ処理する経費といふも

円が七百円幾らになつておるといふようなこととかいろいろな経費がかさんでいますから、四十一年度で見ますと、一件当たり七百二十三円くらいいになつています。それで、昨年に改定されたときは、これを八百八十八円というふうに改定されました。

○久保委員 さつきのお話とはだいぶ違うのであります。それから御指摘の運用益、これは從来も審議会にあります。これが帳消しにしよう。それから三年度で見ますと、一件当たり七百二十三円くらいいになつています。それで、昨年に改定されたときは、これを八百八十八円というふうに改定されました。

○山本参考人 はい。

○久保委員 それじゃ、満ち足りてゐると言つては語弊がありますが、十分である、十分に経費は満ち足りてゐる、こういうふうに見ていいと思うのです。

そこで、もう一つ、これは損保協会の山本さんにお伺いするのだろうと思うのであります。いわゆる保険金の滞留金ですね。この滞留している金は当然のこと、利息といふ利益を生みます。が、この利益は、この制度のもとでどう処分される性格のものでしよう。

○山本参考人 お答えをします。

その前に、先ほどお話を出した経費のことです

が、申し上げたように、七百二十三円、保険会社の仕証経費を見ましたらそういうことになつたの

ですが、それを八百八十八円といふことは、百六十円ばかり多くなつていてるわけです。しかし、そ

ういったことは、おそらくこの料率は簡単に認められるはずはないのですが、実際上私のほうで一

番手数のかかるのは、要するに賠償の事件を実際に取り扱う、私のほうで査定といいますが、調査して保険金を支払うその手続になるわけですが、

そういう手続について從来百九十二円ばかり経費をかけているのですが、実際はそれでは非常に不十分だということであるのはいろいろな調査をするために機械の整備やいろいろなものを用意しなければならぬということで、この分が四百四円、そういうふうに急激にふえているわけです。

だから、保険会社固有の営業といいますか、契約

を引き受けたり、いろいろ処理する経費といふも

法律、規則といふものを改善しなくともそのとお

わけであります。

そこで、また山本参考人にお尋ねしますが、自動車の任意保険といつものが必要しもまくいつない話をしよう聞きます。率直に言つて、保険会社は任意保険を、特に貨物自動車やあるいはその他の車に対して拒否するといつ話ですね。これは山本参考人に聞く前に銀行局に聞きました。だが、保険約款があるわけですね。この約款に適合すれば、引き受け義務といつのは保険会社にあるのかないのか。

○渡部説明員 お答え申し上げます。

約款に適合する場合は引き受けるべきかどうかということでござりますが、普通の考え方でいくと、約款の条件に適合する場合は引き受けるべきものであろうかと思ひます。たゞ、そのとき問題になるのは、ここ二、三年来、いわゆる自動車保険の加入の契約拒否といつうな問題が新聞、雑誌において問題となつておりますが、これらの問題は、現在任意保険には基本料率といつものがありまして、その基本料率から、過去のいわゆる事故歴、事故回数が幾ら、どんな事故を起こしたかといつうような事故歴に応じまして、事故歴の高いものの高い保険料をいただく、最高三・三倍いざだけるといつう仕組みになつておりますが、中に

あります。

○久保委員 保険部長、結論的に、拒否してもいいことになるのですか。

○渡部説明員 そこは先ほどお答え申し上げましたように、非常にむずかしい問題がござります。約款の条件に適合しておれば引き受けるべき性質

のものではござりますが、現在許容されておるところの三・三倍の料率をとつても、なおかつほか

だと思うのです。

私は、はつきり申し上げておくと、自賠責のよきなものは、言うならば、国の直営で——直営のような場合、たとえば再三その契約者に対するといつう事故はこういう点に注意をすれば防止が可能じゃなかつたらうかといつ注意を与えておいても、依然として改めないような事例の契約者については、やむを得ない場合もあるのではないか、このように考えております。

○久保委員 委員長、時間の制限があるので

か。

○福井委員長 久保委員に大体三十分を標準といふことで、理事会で……。

○久保委員 そういう性質のものはどこの規則にあるのですか。

〔発言する者あり〕

○福井委員長 久保委員にちょっと申し上げま

す。理事会ではかりましたので、理事会の意見を尊重して、三十分ぐらいといつうことを申し上げておるわけです。質疑を継続してください。

〔発言する者あり〕

○福井委員長 速記をやめてください。

〔速記中止〕

○福井委員長 速記を始めて。

○福井委員長 速記をやめてください。

〔速記中止〕

○福井委員長 速記を始めて。

○福井委員長 速記をやめてください。

〔速記中止〕

いとかんだとかいつたときに、そんなに払えるかといつうわけで、お客様がその料率についてこれないのも、保険会社が拒否したんだ、従来の三万円でやつてくれないといつものも、一緒に拒否といつう中に入る、むしろそれのほうが多いと私たちは考えております。現実に、どんな保険料にしてあるいは農協の御協力もいただかなければならぬかもしぬが、これはいわゆる手数料、代理店とで保険会社の御協力もいただかなければならぬことでも、依然として改めないような事例の契約者につけては、やむを得ない場合もあるのではないか、このように考えております。

か。このように考えております。われわれは、これまでの任務じやなかろうかと私は思うのです。それから、今度は大体基本料金の三倍以上のものは保険会社自体にブルーしまして、できるだけそいつたものはそいつう共同勧定で、損するなら全体で損するといつうことでやつてみようといつうふうなことを当にして、あとは任意保険は拒否だといつうであります。

は、この国における自動車に対するところの被害者の救済制度に欠けるところがあるんじやないか、こういふうに私どもは思うわけなんだと思います。

ただ、それを拒否したといつうふうに保険会社がいわれてゐるものが多いと思ひます。われわれは、

も絶対いやだといつた事例よりも、ある程度保険料を上げるために、それはもう迷惑だ、それはいやだ、それを拒否したといつうふうに保険会社がいわれてゐるものが多いと思ひます。われわれは、

かかる御協力をいただいて、そして自賠責を扱うことと同時に、これを土台にして任意保険を積み上げていくといつうのが、保険会社あるいは共済の

本来の任務じやなかろうかと私は思うのです。そ

れで保険会社の御協力をいただいて、そして自賠責を扱うことと同時に、これを土台にして任意保険を積み上げていくといつうのが、保険会社あるいは共済の

横浜から一通の電報と、埼玉県へ別な事情で調査に参りました機会に、聴衆の中から、私であることを確認されて、二つのお話が出てまいりました。

〔委員長退席、宇田委員長代理着席〕

その一つは、自賠償というものが、医者の取るにいいだけ金を取れる制度であるといふに考へて、国民は何ら負担を受けないんだ、損害を受けないんだ、こう思つておったところが、実はかけた保険金が取りほりだいに取られるために、結局二年たつと、また保険金をかけるときに料率は高くなる。全然被害者にも加害者にも、医者の料金が不當に取られても、損害はないんだと思つておつたところが、実はそうではなくて、私たちのかけた掛け金が高くなり、さらに保険を継続するときにはまた高い掛け金を取られることを知つた。とんでもない話だから徹底的にやつてもらいたいというのが、埼玉県大宮市の例であります。これは簡単に言いますが、大宮市で二月十三日に起つた事故で、たいしたことはなかつたけれども、心配だから病院へ行つたそうです。そうしたら、二百円でよろしい、あした保険証を持つてき日目に、この保険の金を払つてもらうために警察に出す診断書を下さいと言つたら、お医者さんが、ああ、これは自動車事故ですか、それは別な料金です。二百円で十日間、二千円でよかつたものが、二万六百四十円になつた。十倍です。もう一つの例は、今度は横浜であります。これは最初に電話が参りまして、今度は電報が参りました。横浜のある教師の方が子供と接触事故をやつた。足の上を車が通つたらしい。これで、大や傷でもないのに、実に一ヶ月医者は通わしました。子供は毎日、休養補償金ですか、これで、学校へ行かないで、お医者さんとのところへちょっと行って、見もししないで帰つて、千円もらえる。この教師の取り上げた理由はこういふことです。九十四百円の医療費も高いけれども、九千四百円が問題ではない。いま人間形

成される高校時代に、しかも世間で——箕輪先生おられますけれども、お医者さんといふと、非常に道徳的になりつぱで、人格高潔で、神さまのよう思われている。この人が、毎日病院へ通つてくれれば千円ずつもらえるんだからという気持ちを子供の中に植えつける。今後の社会形成を重大視してください。この電報にはこう書いてあります。「骨折もなく、足の甲の内出血だけでいたところないが、どうせ保険で出るからと全治一ヵ月の診断。治療費は初めの一週間で九千円。これでは自賠償が赤字になるのはあたりまえ。井野議員がんばれ」と書いてある。そしてあらためて電話をくださいまして、電報だけでは足りませんでしょ、もう一つの重大な場面を私たち落としておつたので、ぜひきょうの委員会でこれを話して、真剣に国政を論じてくださる国会議員の皆さんに御理解を賜わって、こういうことのないようにしてくれといふのが、この電報と電話の内容です。

だから、委員長、五分なんて言われても、これはとつても五分では済まないので。そこで、私たちは、いま二つの社会的事象——これは十八日の朝日新聞の記事によつて起つた国民の反響であります。これを前提として申し上げたいと思います。

まず運輸省にお尋ねをしますが、五分に時間制限されておりますので急ぎますけれども、早口だから、そのつもりで聞いてください。

まず、自賠償の診療費が、この間お示ししました医師の申し合わせ、これは病院に張つてお金を取つておるので、せめて東京都だけ調べてみてもらいたいと思って、厚生省にこれを要求しました。ところが、この病院にその申し合わせの結果になるのが、私は国会審議ができないという結果になります。これは国会審議の過程で発見された限り、見のがすわけにいかない問題であつて、この点がはつきりしないと、この法案を上げる必要があります。ところが、この病院にその申し合わせの結果がある。しかし、この法実施のスケジュールも

第三点は、厚生、運輸、大蔵三省協議の上でこ

れは審議会が設けられてやつておるわけでありますから、この衆議院に納得のできる対案を出し

になつてからこの法案を上げてもいいんじゃない

か、こう私は思うのです。これは委員会の合議の

題です。医師会の思ひますであります。そしてこ

どりません。厚生大臣の監督権はもうなく

持つております。たれども、文章にはなつていないので、私の責

任で張りましたと北村院長は言つておられます。

ございません。医師会の思ひますであります。そしてこ

の抽象的な申し合わせについては、医師会できめ

なつておられるのです。医師に関する限り日本政府は

おなつているのです。医師に関する限り日本政府は

ございません。医師会の思ひますであります。そしてこ

の抽象的な申し合わせについては、医師会できめ

なつておられるのです。医師に関する限り日本政府は

おなつているのです。医師に関する限り日本政府は

おなつておられるのです。医師に関する限り日本政府は

おなつておられるのです。医師に関する限り日本政府は</p

医の脱税のことが出ておるわけですが、その内容はこの新聞ではきわめて簡単でござりますので、これだけじやなしに、いろいろな角度から分析してたものがあると思います。これについてひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

一番目は、乱診乱療といいますか、あるいはそれに架空の水増し請求などがあるわけあります。国税庁は、保険会社に医療費の支払い資料を見せてもらひに行つておるのだ、とうとうよくなにお話でございましたが、その客体把握と課税の実態について、ひとつぜひお知らせをいただきたいと思ひます。

三番目に、社会保険診療報酬支払基金の診療報酬の支払いについては、税務署に支払い調書が出てきてるるようによくこの間課長さんもお答えであります。自賠責については一体こういう措置がとれないのかとれるのか、あるいは実態はどうなつておるのか。この間のお話では、どうもそれが出てこないものだから、実際にやつてみると、受付のほうからカルテから治療費から請求書から見た上、さらに家宅捜索でもせぬと客体がつかめないような感じを受けたわけであります。この間の事情をおおづぶさにお知らせをいただきたいと思ひます。私は実はそれらの問題について資料を持つております。持つてありますが、その資料は、私はここで示すことについては問題があると思います。私は実はそれらの問題について資料を持つております。持つてありますが、その資料をいたとしたら、こういう資料は私どもの手に入るわけがないわけでありますから、この点をひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

第四は、今度厚生省のほうに伺いたいと思ひます。実は厚生省に私は、今度の問題で医師の人格を確立したいと思っていろいろお尋ねをしましたが、課長さんともお電話でお話をし、実は医療議会の速記録は秘密ですから出されぬという話があつたので、私は、どこに審議会の議事が秘密だなんてばかなことがあるか、国会審議権に協力

文書で出せと言ったところが、あとからこれも委員会の調査官を通じてお出しになつた審議会の記録がござります。そこで、先輩諸氏にもぜひ覚えておいていただきたいと思ひますが、この審議委員会の議事の御発言の中に、小田原の市長さんが、公共団体からこのような審議委員会に出した陳情書をぜひ審議の資料として出してくれといふ項目がある。そこで何と答えているかと思うと、これは政府が答えたのでありますんよ。審議委員の方が説明された。その資料は特に国会議員あたりにはばらまかれておる資料なのであって、もう秘密というようなものではありません——これは公的の審議委員会の審議記録、これは国会議員には公開できないことになる。そうして隠されたものが答申されて、それをあたかもわが国の最高の良識としてわれわれが国政を審議決定するとするところ、まさに私は問題だと思ひます。

件数はもつと多くならなければならないのに、四十三年度のこの審判事例を見ますと、十七件のうち十四件は麻薬違反であります。その他は看護婦その他歯医者等であります。実際外科医は、現に私の知つているところでは、四十三年度だけで、脱税によつて刑事罰を加えられた——罰金でないですよ。刑事罰を加えられたほうだけでも八件にのぼつておると聞かされてあります。ところが、これは医道審議会のほうには乗つてきてない。御答弁は、それは刑事罰その他があつてから日がたつて上がつてくるから、四十三年度は一致しないとおっしゃられるかもしらないけれども、しかし、この種医師の品位を傷つけた反社会的な犯罪は、この例を見ても相当の件数にのぼる、こう思ひのであります。こういう点から考えてみて、医道審議会はその機能を発揮していない。

さらには、公的医療機関がきめるべき診療費を決定する機関である医療審議会のうち、機関整備審議会のほうは結成されているけれども、報酬審議会のほうはつくられていない。そして、過般課長はこれに対しても答弁として、この表の報酬の算定については、社会保険のほうの中協のほうにゆだねられておるとお答えになつたけれども、法律ではそんなことはきめておりません。これは單独法によつて社会保険を扱うものとして認められております。先ほども理事会で御討論があつたようだ。この中医協がきめた医療費といふのは、何ら社会的に一般的な参考になる基準にはなつたとしても、公的医療機関の標準報酬表にはならないわけであります。ここをいいことにして、賠償法のようない場合はとり得といふ形をとる。まことに許しがたい問題であります。

以上、私は厚生省、大蔵省、そして運輸省にお尋ねをしました。私が、この問題の深さといふものは、橋本運輸大臣時代でないと、佐藤総理のもとできちんときめられるような問題でないということを最初に言つたのは、ことをさしたのであります。時間もないそうですから、ひとついづれも重大な決意をもつて的確な御答弁を願いた

○山村政府委員 ただいま先生の、いわゆる交通事故における医療費につきまして、いろいろの問題があるということは聞いております。そして運輸省を通じましては、医療費の支払いの適正化、これを強化していくところで、これらの問題をできるだけ起こさないようしていく方向で進みたいと思つております。

こまかいことはあと局長から補足します。

○黒住政府委員 医療費の適正化につきましては、われわれは、取り組むべき重大な問題でございますので、これに積極的に取り組んでいきたいと思います。

それから、官公庁が適用除外になつてゐるわけでござりますが、自家保障等の場合もそうでござりますが、官公庁の中では特にこの支払いがよくされているんじやないかというようなこともございましたし、役所だけが保険から例外でなくして、保険と一緒に入つたほうがかかるべきであるということで、今回適用除外から原則としてはされる、保険に入るといふことにしたわけでございまして、これらの点につきましては、ほかの官公庁以外の車に対するものと同じように、たとえば治療費の適正化といふうなものは、当然一緒に検討を加えていくべきものであると思ひます。

それから、治療費以外の点につきまして、他の点につきまして今回可能なものは……(井手委員「そんなこと聞いてない」と呼ぶ)改善を提案申し上げたわけでございまして、残された問題については、すみやかに取り組んでいただきたいとうふうに考えております。

○山内説明員 まず新聞記事のことなどございますが、これは昭和四十三年分におきまして、東京国税局でいわゆる事後調査と申しますものをいたしました件数を四十四年十二月末までまとめた結果が、記事になつたものだと思ひます。

その内容を申し上げますと、全体で一万七千百三十三件調査をいたしまして——これは全業種にわたつてです。この調査をいたしました中で把握

をいたしました脱税所得金額が総体で二百五十八億円、それから調査をいたしました納税者一人当たりの申告漏れの所得が百五十万円ということになつております。その中で、いまお話を出ました外科医について見ますと、件数は百二十件、それからそれの脱税所得金額が四億七千四百万円、一人当たり三百九十五万円余りといふことになつておりますし、その一人当たり三百九十五万円の脱税所得金額は、全業種の中でも一番高いといふことを示したものでござります。

者の調査結果の中で若干検討いたしましたと主として外科医の場合脱税になりました理由は、現金收入であるところの自由診療の除外というのが、内容としては一番大きいといふことがわかつております。そういう事情につきましては、その多くのものが、たとえばいろいろな問題になつております自賠責の資料をもとにして脱漏が発見されたといったような事柄が、この調査の内容のかなりの部分を占めておるという事情でござります。

従来は、国税庁といたしましては、自賠責の資料は、国税局税務署の資料係においてみずから各保険会社その他を回りまして資料収集をいたしましたが、ありますけれども、いま御説明申しましたように、自賠責に関連をする脱税がかなり多いということにかんがみまして、今後はできれば保険会社の御協力を得て、保険会社のほうで全般的に資料提出の協力をいただきたいというふうに考えておりますが、これは今後の問題ということになると思います。

○信沢説明員 最初の医師の処分の問題でござりますが、御指摘のように、犯罪行為その他の医師の品位を害するようなことがあった場合に、それを処分いたしますことは当然でございます。ただ、医師の身分、資格を失うということは、いわば死刑に相当するわけでございますから、どうしても慎重の上にも慎重に事を運ぶ必要があると思います。そのかね合いを考えながら、御指摘の方向へ

す。進んでまいりたい、こうじうふうに考えておりま

医療審議会のことなどさしますが、事情は御指摘のとおりでござります。ただ、御案内のように、国民医療の九九%以上が社会保険医療である。したがつて、医療審議会で審議できますのは、これもお話をございましたように、公的医療機関が請求することのできる診療報酬をきめるわけでございまして、その限りにおいて公的医療機関はかりに保険診療報酬でない場合であつても、いわゆる自由料金を取り得る場合であつても、健康保険の例によつて料金を取る、こういう指導を徹底してやつておりますので、實際上その間の問題はないのではないかといふようなことで、いまのような状態になつておる、こういう事情でございます。

○井野委員 もうこれ一回で終わりますので、ちょっとお答え願いたいと思いますが、いまの審議会の問題については、これは関連があるからお聞きしたので、本来的にこの委員会でやるべき

ではないと思しますから、これは譲りますけれども、しかし、これを保険に持つていて、そのものを基準にするという考え方には、制度的には、法律で厚生大臣が命ぜられた任務を放棄していることになりますから、これはたいへんなことになります。これは別なところでやります。

それから、私はここで一つだけただしておきたいのは、大蔵省はこの保険会社のほうの査定事務所の資料提出を求めると言つておりますが、これだけでは不十分だ。どうしても厚生省が協力しなければならないのは、医療法で示す受け付け患者の氏名、カルテ、そして治療せん、これらが常に一致して——厚生大臣の命する吏員によつて常に査察できる機会を持つて、大蔵省、保険会社とも一致してそれを窓口しないと、この犯罪行為はなくなりません。この点を厚生省は前向きで考えて、佐藤総理の仕事をおかしくしないようにしたほうがいいと思う。抜け道がある。それが制度的に法律的にどうかということは検討を加えて、こ

の議会ではかればよろしいでしょう。そういうこととで、この点は的確にやらなければならないと思

その次は、たいへん時間がないのでもう少し詰めたいのですけれども、私の知っている資料は、脱漏したのではなくて、故意にカルテを隠す、別なカルテをつくる。これはもうあなた、明らかに犯罪でしょう。そうですね。診療票といふものは、医学に基づいて必要なものです。税金をのがるために、別なカルテをつくる、あるいは隠していく。こういう行為をいかにしてチェックするかと云ふことは——これは良識高い、道徳心の高い相手として扱うわけにはいかない。明らかに犯意を持つているわけです。これに対する厚生省のいまの姿勢では、あなた方が信用している医者では、ないといふが、一万七千件の中で百二十件医者じゃないですか。これは外科だけです。このほかにもまだあるのです。歯科医もある。婦人科もある。これを加えると、実に脱税をしたもののが〇%近いものになつてゐる。そうすると、いまや

東京都の医師のように、料金表もきめないで、抽象的な申し合わせをして、健康保険の二倍ないし三倍を取つておるという犯罪行為、この脱税といふ犯罪行為、この二つから見て、あなた方が考へて、ほんとうに医師を管理しておるかどうか。私は、国民の前に、佐藤内閣が医師を十分この法律の目的に向かつて、国家的に治わしているとは言えないと思う。この点はきちっとした体制をとつてもらつて、緊急省議でも開いて返事をもらいたいところです。大蔵省はこの点、特に健康保険法の四十六条の三項、犯罪捜査の目的を持つてこの検査をやつてはならないということで逃げられて、医者をかばう法律が医者に悪いことをさせている。この点は、やはりもつと大臣に建言をして、関係閣僚と相談をして、きちっとしなければいけないと思います。

いま自動車局長の御答弁は、私の聞いたことに全然答えていない。あさつてのほうを向いて答えておる。そういうことをするから、審議が長く

なる。私の聞いたのは、こういう明らかに不正な支出が指摘をされた以上は、臨時の措置としても

○黒住政府委員　いま御質問の点につきましては、料率算定会に自賠責保険医療費調査室を設けまして、医師への協力を請を折衝中でございまして。それから、治療費の明細書を現在収集いたしましたして、これを一つの様式化する検討をしております。それから、運輸省といたしましては、治療費明細書の添付を励行するという意味の省令を現在準備いたしておりますて、近くこの省令を施行する予定にいたしております。

○井野委員　これで私の質問は終わりますが、そのやり方ではなおまた同じ経過の間に不正支払いが起きたことを私は予告をおきます。それ

○黒住政府委員　いま御質問の点につきましては、料率算定会に自賠責保険医療費調査室を設けまして、医師への協力を請を折衝中でございまして。それから、治療費の明細書を現在収集いたしまして、これを一つの様式化する検討をしております。それから、運輸省といたしましては、治療費明細書の添付を励行するという意味の省令を現在準備いたしております。近くこの省令を施行する予定いたしております。

○井野委員　これで私の質問は終わりますが、そのやり方ではなおまた同じ経過の間に不正支払いが起きたことを私は予告をおきます。それ

いやだめなんです。

○福井委員長 久保三郎君。

○久保委員 大臣に一言お尋ねしますが、昨年審議会から、この法律といふか制度の改正について答申がございました。その中で、一つは、総合的な交通安全管理策といふか、そういうものを一刻も早く確立すべきである、こういうようなのが一番先に答申の前提になつてゐるわけなんです。これはまあ、言うまでもありませんが、運輸大臣だけでは処理できないことかもしれませんけれども、政府の全体の、特に交通関係の政策などは、総合的なものがなかなか確立されないままに、事態の進展に追隨する形でやつていくのが多いのです。特に交通安全の問題はそういう傾向が強い。だから、抜本的な交通安全といふか、事故防止といふか、そういうものが完全にできないうらみがあると思うのです。これは政府の大きな責任だと私は思うのですね。だから、この交通安全の総合交通政策といふか、これは一刻も早く樹立すべきだし、しかももう一つは、申し上げるまでもあります、せんが、この交通安全行政一つとつても、各省庁にまたがつてることが事実であります。この総合調整は総理府において一応やるといふことでありますが、これまた実権の伴つてない形から、完全でない。だから、少なくとも総合交通安全といふか、政策を確立するとともに、交通安全行政の一元化をやるべきだと思うのです。先般も総理に対する質問に対して、総理は、いい方法があつたら教えてくれ、こう言うのですが、これはまず行政の一元化が先じゃないかと私は思う。ついては、そういうことについていかよろしく考えられているかが第一点。

それからもう一つお伺いしたいのは、先ほど来、参考人をおいでいただきまして、本制度についての現況についてお尋ねをしました。その結果、特に損害業界からも、実はこの制度による自賠責の保険といふか、これは言うなら、あまり魅力のないものである——確かにそうだろうと思ふ。法の趣旨からいつても、もうけちやいけない

ことになつておりますから……。そういうことでありますし、しかもいま問題なのは、自賠責が保険業界にとつては魅力がない。同時に、保険業界は、任者保険について、これまで拒否の態度に出ているのが世評一般の伝えられるところであります。だから、そういうことを考え合わせますならば、自賠責制度というのは、政府の責任で末端まで通す。それで査定事務所はやはり独立機関に持つていく。そして保険業界なりあるいは共済組合というかそういうものは、よろしくこの自賠責の上に立つて、任意保険のほうに力点を置いてやつしていくものにする必要があると思うのです。

と申し上げますのは、言うまでもありませんが、だんだん経済の発展に伴つて、この保険金の支払い限度額の増大が要求されるのは当然であります。昨年の秋にやつと三百万円から五百万円になりましたが、いまだに五百万でけりがつくものはないのではないかと思つてゐるのです。そういうだとするなら、これをどこまでも自賠責によつて一千万円も二千万円もまでカバーできるかといふと、なかなかこれはむずかしいだろうと思うのです。よつて、その範囲においてはやはり任意保険、保険業界なり共済組合の活躍に待つものが多いたと思うのですね。そういうことからいつても、自賠責はやはり最低限の被害者救済の国策として、末端までこれはいわゆる政府の責任においてやっていく。それで保険業界なり何なりは、それの上積みとしての任意保険に精を出してもらう。そして、よつてもつて被害者救済に万遍漏なきを期していくことが当然だらうと思うのですが、いかがでしょう。

○橋本国務大臣 交通事故の問題は、これはたいへん重要な問題でありまして、政府もこの交通事故対策というものに対しても非常な力を入れておるわけであります。現在のところは、一応各省で本部をつくりまして、本部長に総務長官が当たるということで、各省これに協力をして、そして緊

急対策並びに長期対策というものを日下検討しておりまして、近いうちに緊急対策はそれぞれ決めて、その実施に当たるということになるわざであります。もちろん、運輸省としては特に閣議が深いのでありますから、したがつて、交通安全対策については、種々の面から省は省としての方策は講じておりますし、御承知のように、自動車関係におきましては公害研究所を今回の予算によって決定をしていただきまして、積極的にこれで進めて、あるいは安全車の問題その他いろいろな問題について、省としてやり得る範囲内の努力をしてまいりますつもりであるわけであります。

ただ、御承知のように、いわゆる経済拡大に伴つて、交通の利用度合いも、自動車のみならず、鉄道その他の関係にしましても、非常に激増している。それに対して諸施策が十分間に合つておらないことも御承知のとおりであります。しかしながら、今日のような交通戦争と思われる状態を放置することは、まことに福祉国家の将来を日下さす日本としましても——これは世界各國も同様でありましようが、この問題はほんとうに真剣に取り組んでいくといふうに考えておるわけでございます。

これに関連して自賠法の問題でありますか、久保委員は、こういう最低限の保険問題であり、強制保険であるから、国の直當にしてはどうかといふ御意見であります。ただ、御承知のように、この法案を通じて幾たびか論議せられましたように、一応この最小限度のいわゆる保険を強制保険によつて行なつておる。最近、アメリカではいわゆる七億円の補償が決定したというような新聞ニュースも出ておるくらいであつて、人それぞれに従つてその金額は非常に違うわけであります。そういうものをどの点かいわゆる最小限度である能力というものがあるわけであります。それに自動車がこれほど大衆に普及した今日において常にむづかしい問題がありますけれども、問題は、やはり強制保険の場合には保険をかけ得られる能力というものがあるわけであります。それにかといふことは、もちろん決定するにおいて是非常にむづかしい問題がありますけれども、問題

は、いわゆる被保険者の保険能力というものと、同時にまた、一方においては人命の問題があるわけです。人命尊重の上から見て、少なくとも最小限度はどのくらいにしなければならぬか、こういうかね合いがあるわけあります。そういう意味で、現状から見て、その両方から考えて、強制保険は五百万円というところを一応の限度にして、それに伴うところの料金改正が今回提案をせられたわけでありまして、こういう点から考え、かつまた保険事務の問題から考えましても、これははたして直當でやつて、どれだけ綿密な、しかも迅速な仕事ができるかどうかということも、一つは問題があります。やはりある意味においてモチはモチ屋といいますか、そういう方面でこれを行なわしめて、政府が厳重なる監督とその責任遂行の衝に当たる、こういうことのほうがいいのではないかといふたてまえからして、法律によつてのいわゆる保険の支払いの完遂は期しますけれども、その事務的なものはやはり一般民衆に預けたほうがより能率的であろうということで、従来この政策をとつてまいつておるわけありますし、いま私自身も、これを国営にすべきかどうかということにについて、積極的にこの問題を取り上げるという事態ではありませんけれども、今後の社会趨勢並びに皆さんの御意見等を十分に検討しながら、この問題についてももちろん重大なる関心を抱いて、検討の一つの資料にはいたしたいと考えておりますするが、且下は現状の方法によつて、政府が監督の責任を十分に遂行する。ことに医療制度の問題等についていろいろの問題があるようでありますから、先ほど自動車局長から答えたように、運輸省としてできる最大限の力を發揮して、皆さんの質問の趣旨を十分にその制度の中で徹底させていただきたい、かように考えておりますので、この点も御了承願いたいと思います。

○久保委員 一言申し上げておきますが、自賠責の直営というのは、手前ども考えてるのは、いまの四割保険会社あるいは農協でやつているものを全部政府にして、それで汲へのほうは、これ

は市町村なりあるいは保険会社なり、それそれを手数料を払つて代理店として活躍してもらうし、そういうことを扱うことによつて任意保険をとつてもららう、こういうことだと私は思うのです。自賠責によるところの損害賠償というのは、制度の中から見れば、限度に達するような感じもするわけあります。金額の点からいって、あるいは保険の料率からいって、だから、最低限としてはこれは守つていいくけれども、これから進展する損害の額の增高といいますか、そういうものに対してもは、やはり任意保険に相当活躍してもらら必要がある。また任意保険も、いまのままでほんとうの任意じゃなくて、ほんとうに損害率の、いわゆる危険率の高いものに對しては、ある程度、額は別として、任意保険に加入させるような政策的な誘導の方法もとるべきだ、私はこういうふうに思つておるわけです。せつかく御検討いただきたい、かようと思つわけであります。

そこで、この法律案のこの改正は、手前ども年來主張して、法案まで出してまいりました適用除外なり、自家保障制度の撤廃なり、これはもうおそきに失したと考えてゐるくらいであります。が、何か政令事項にゆだねるものも多いし、また実施期日も十月一日からというのもありますし、どうもわれわれとしては非常に気がかりなんあります。いふことは早くやつてほしし、こうじょうようにも思ひし、政令事項なんかきめる場合には、少なくともいままで当委員会を中心にして審議されてきたことと相反するようなことのないようすに善処されるよう要望して、終わります。

○福井委員長 ちよつと速記をとめて。

○加藤六月君 〔速記中止〕

○福井委員長 速記を始めて。

○加藤六月君

正の中の一つの大きな柱となつておりますところ、
の、責任保険契約の締結強制の適用除外の範囲を
縮小するなどいうことで、私、当委員会で質問した
ことがあるわけでござります。その際に、地方公
共団体あるいは三公社、いろいろなものがその対
象に入るとどうことをはつきりし、地方公共団体
のこれに伴う負担の問題についての質疑もはつき
りしたわけでござりますが、わが国においては、
いまいわゆる過密現象と過疎現象が非常に激しく
進行いたしておりまして、国政上の非常に大きな
問題になつておるわけでござります。そういうと
きに、この保険に入るためにはなるばる遠方の町ま
で出て、つてその保険手続をしなくてはならない
といふ問題について、国民の間において非常な不
便等を感じるもののが出てきておるという意見もあ
るわけでござります。したがいまして、今回農業
共済の関係を大幅に認めるようになつております。
将来これについて、法律ではございません
が、この農業共済関係においてこういう保険の取
り扱いができるようにしてもらいたいという各界
の強い要望等も出ておるわけでござります。
全般的なこの法律の運用につきましては、あるい
は今後の改正点問題につきましては、これから当
委員会において附帯決議を付して議論いたすこと
になつておると思ひますが、その前に、この附帯
決議の中に盛られてないそいつた内容につきま
して、強く御要望しておきまして、関連質問を終
わらしていただき次第でござります。

○福井委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、本案に対する質疑はこれにて終了いた
しました。

○福井委員長 次に、本案を討論に付するのであ
りますが、別に討論の申し出もありませんので、
直ちに採決いたします。

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案
に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○福井委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○福井委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福井委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は、宇田國策君外三名提出にかかる動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、政府から発言を求められておりますので、これを許します。橋本運輸大臣。

○橋本国務大臣 ただいまは、自賄法の一部を改正する法律案について慎重御審議の結果御採決をいただきまして、まことにありがとうございました。また、決議されました附帯決議の内容につきましては、その趣旨を十分尊重し、誠意をもつて実施に当たる所存でござります。まことにありがとうございました。

○福井委員長 御異議なしと認めます。さよう決しました。

第一項、第三項につきましては、別に申し上げるまでもないと存じますので、説明を省略することにいたします。

なお、本改正案において設定されました休業補償の限度額につきましては、政令においてその額を決定するにあたっては、国民一般の所得水準等にかんがみ特に慎重にされる必要があると認められる次第であります。この点は本附帯決議には記載しておりますが、ここに申し添えておきます。何とぞ委員各位の御賛成を賜りますようお願い申し上げます。

○福井委員長 本動議について採決いたします。本動議のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔報告書は附録に掲載〕

○福井委員長 次に、港湾法及び港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

○田中(昭)君 質疑の通告がありますので、順次これを許します。田中昭二君。

○田中(昭)委員 ただいま提案になつております二法律の一改正の中、特別むずかしい改正の法案ではないかと思ひますから、この改正の重要な部分について、個別的でもけつこうでござりますから、まず担当局長のほうから御説明願いたいと思います。

○栗栖政府委員 本法案の改正の要点でござりますが、要点は、従来港湾管理者が行なつてまいりました港湾施設の中のコンテナ埠頭等につきまして相当の整備を要請されておりますので、これらを整備につきまして、港湾管理者にかわって民間資金を導入いたしまして、民間会社方式と申しますが、そういうものに整備を行なわせる。そのかわり、これに対しまして國も資金援助をいたしますと同時に、そういう会社に対しまして十分な公益性を担保するための監督をいたしたいといふ点でござります。

○栗栖政府委員 従来港湾管理者が行なつてまいりの港湾計画につきましては、國が管理者の計画を聽取いたしまして検討するといふことになつておりますが、それが妥当なものであれば公示するという点をあわせて改正させていただいております。

それからもう一点は、國がこういう民間会社に無利子貸し付け等の資金援助をいたします事業につきましては、現在行なつております港湾整備五ヵ年計画の中に組み入れるといふ点で、関係法令の改正をお願いしてござります。

なお、國が港湾管理者を通じまして無利子で金を会社に融資するといふ資金の経理につきまして、港湾特別会計法がございますが、その港湾特

別会計の中で経理したいところで、あわせて行ないます。特別会計法の手続の改正をお願いしてござります。

以上でござります。

○田中(昭)委員 ただいま四点ぐらいについて御説明がございましたが、こういう問題につきまして、いままでの公団が設置されるというようなことにかわって、いわゆる管理者の代行機関として民間事業者に港湾計画の実施をさせる。その場合に、今度の改正案を見てみますと、この法案によりまして具体的に政府の金を投入する項目、いわゆる無利子資金の貸し付けでござりますが、こういうものがあるかと思ひますか、私は、これは重要な課題になつてゐるかと思ひますから、これについて若干の説明をお願いしたいと思います。

○栗栖政府委員 ただいまの御質問は、無利子貸し付けの手続たとへうふうに了解してよろしくございますか。——手続につきましては、一応会社の設立に際しまして港湾管理者を経由いたしまして、まず事前に國がその会社の内容につきまして審査いたしまして、——その前に先ほど申し上げました計画の決定がございますが、きまつた。計画の中で、港の中でそういう仕事をやつてもよろしいという場所に対する会社の計画を事前に審査いたします。そのあと、港湾管理者を通じまして無利子貸し付けの申請をいたしまして、それに対して適当であれば、現在一割でござりますが、一割の無利子貸し付けを管理者を経由して会社に貸すというふうになつております。

○田中(昭)委員 法案の中身からお尋ねしたいところですが、今回、いま申し上げました、新しく設けられました無利子資金の貸し付けでござりますが、このことについて、五十五条の七でござりますが、そこを読んでみると、「基準に適合しているときは、その貸付金に充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額」とあります。その政令の内容といふのは大体どのようにお考へになつてありますか。

○上原説明員 お答え申し上げます。

まず、正確な内容を申し上げます前に前提を申します。したがいまして、國が直接会社に対しまして無利子融資をするわけではありません。その点をよく御理解願いたいと存じます。したがいまして、港湾管理者が無利子融資をするその金額の限度内でなければ、当然國としては貸し付けすることができます。したがいまして、そこに一つのアッパーリミットがあるわけでござります。このことが法律で書いてあるわけでござりますが、さらにここに盛られております思想は、別個に港湾管理者は港湾管理者として、自己の代行機関でござりますので、港湾管理者自身として助成すべきであるという考え方から、國が原資を持ちます無利子融資の金額のほかに、出資金、それから別個の無利子貸し付け金等を含めまして、その二分の一以内の金額、こういう考え方をこの政令の中身に盛り込みたいと考えております。すなわち、國の資金と港湾管理者の資金と半々で持つという思想をこの政令の中に盛り込みたいと考えております。

○田中(昭)委員 いまの結論は、結局管理者と國が半分ずつの金額を持つといふことですね。それはそのまま一応おきまして、この法律をもう一回読みでみますと、「貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該港湾管理者に貸し付けることができる」と、「管理者に貸し付ける」とござります。その貸し付け金額といふことは、あくまでも無利子の貸し付け金額だけですか。政令で認められる場合に、そのほかのことを考えるのじやありませんか。

○栗栖政府委員 現在の港湾法に規定されています、いわゆる公共事業と申してござりますけれども、港湾施設の整備を行なう場合に、いろいろ規定がござりますけれども、重要な港湾につきましては、一般的に五割が補助する、あるいは負担する、そういうふうな規定がござりますが、当該事業で対象にしておりますコンテナその他につきましては、管理者にかわりましてこういう会社に仕事をさせるわけござりますし、非常に重要な場所に重要な施設を行なうわけでござります。完全な民間ベースでやれば貸し付け金額が非常に高くなるおそれがござりますので、ある範囲の国の助成もいたしますし、その反面、國が助成しますが、こういう会社に対する公益性の保障と

その政令で定めます場合に、具体的にどういうものをきめていくのですか。今まで検討をされたことは、第一項の政令でござります。——具体的には無利子で貸し付ける金額を予定してござりますが、現在は建設費の一割、事業費の一割といふふうに考えております。

○栗栖政府委員 ただいまの政令とおっしゃいま

申しますか、国の監督と申しますか、そういうものを十分發揮させたいという趣旨でございます。

○田中(昭)委員 この無利子の資金の貸し付けだけではないわけですね。国の援助として特別

○栗栖政府委員 特別転貸債と申しますのは、地方債のワクの中にそういう柱が立てられておりまして、港湾管理者がこういう会社に対する金の貸し付け完成するまで続けていくのか。その続けていく場合には、どういう率で、どのくらいを考えておるのか、お聞かせ願いたい。

建設費の三割ということで予定されてございまして、その金利は六分五厘となつております。なお、償還期限につきましては、先ほど申し上げました無利子融資と同様の条件というのを期待してございます。なお、私どもは、これは四十五年度限りのものではございませんし、事業も四十五年度で全部終わるというのではございませんので、この事業が終わるまで続けさせていただきたいと仰ふるに期待しておる次第でござります。

○田中(昭)委員 そうしますと、その率も同じで、同額の金額をずっと続けていくわけですか。

そういういわゆる予算措置というものが起つてくると思いますけれども、それとの関係はどうですか。

○栗栖政府委員 財政投融資の計画は毎年度練られますので、あらかじめ幾ら幾らといふように現在必ずきめておくことはむずかしかろうと思いまですが、財政当局との話し合ひの段階で、今後そういう事態が起これば、この事業に対しましては統けていただけるものというふうに期待してござい

うなことではなくて、完成するまでやつてしまふ
いうことはお聞きしましたけれども、やはりそれ

に対するはつきりしたことを政令なら政令に盛る
なら盛ることをしていただきたいと思いま

○栗栖政府委員 御趣旨のとおりでございまして、ただ、政令事項にはなりませんけれども、毎年続けていくのを途中で打ち切るということはだれも考へませんので、毎年の予算のことでござりますから、私からはつきり申し上げかねたわけでございますが、精神的には必ず統くものというふうに存しております。

○田中(昭)委員 先日もこの法案について質問がありまつて中で、今までの二つの折り方で、昭和

四十五年度の予算措置は、ただいまお話をありますように、貸し付け額が建設費の一〇%、一億四千万ですね。さらに財投等の特別転貸債が三〇%、七億二千万、これはわかりましたが、そのような措置をなされたあとの部分ですね、あと六〇%になりますか、これは大体どのようにお考えになつておりますか。

○栗栖政府委員 これは本法案を通していただきまして、具体的に会社ができ上がる段階ではつきりしたるものとさういうふうに考えますけれども、私もどもいまで考えてございますのは、六割の中で、先ほども参考官から申し上げましたように、港湾管理者の出資があらうかと存じますし、それに見合う民間からの出資も当然ございます。それ以外に、残った出資以外の金は、市中金融に依存いたしまして借りるか、あるいは社債を発行するかと、いうふうな、民間ベースの資金調達で行なわれるごとを考えております。

○田中(昭)委員 これはもう少しはつきり言つていいのじゃないかと思うのですよ。ということは、私が言わなくても、そういうことが検討なさ

題。それからまた、工事までさせて、そして公の場でそういうことをきめていく、また応じても

らつていくところになれば、大体の目安——あ
とでまた出てくると思ひますけれども、この新方

式がなされる前には、もともと運輸省は公団方式でやつて、こうとうような御計画もあつたと聞いておりますが、それができなくなつて、民間業者にやらせるということで、聞いてみますと、いろいろいきさつがあるようござりますが、そのことについてもまたあとでお尋ねしたいと思います。いわゆるその残つた六割ですか、現物出資もあるだろうと思われるといふのは、大体苗などころにつくるわけではございませんし、用地も確保しておつくるというふうでありますから、どういうふう

しておられ、それでそなへますから、そのまゝの
大体どのくらいの割合になるか。そのほか、管理
者がこの仕事に対してどういふうな意欲を持つ
てやつておられるかといふこともあるわけです
。それをお聞かせ願うわけにはいきませんか。
○栗栖政府委員 中京地区におきまして、現実に
予算がいま御審議いただいておりますが、先ほど
御指摘のとおりの無利子貸し付けもついてござい
ますし、特別賃貸借のワクもございます。それを
受けまして、おそらく現地ではいろいろ研究され
ておると思います。しかし、まだ本法案が実施の
段階に至りませんので、具体的に正式な話を進め
るという段階ではございませんけれども、先ほど
御指摘の六割の中につきまして一応考え方をられます
ことは、たとえば管理者が一割出資いたしまし
て、民間資金が一割出資する、合計二割に相なり
ます。その場合には、六割の残りの四割は、市中
融資あるいは社債発行ということに相なるうかと
存じております。

じやないかと私は思うのです。そういうことにつけでは、担当の局長もお聞きになつたと思います

から、その現物出資する用地というのは大体どのくらいのものか、御存じになつてゐる範囲でけつ

こうでございますから……。
○栗栖政府委員　いろいろと方法はあらうかと思
いますが、御指摘のようだに、コンテナ埠頭につき
ましては、かなり大きな用地が必要でございまし
て、七万平方メートルあるいは十万平方メートル
近い用地を要るかと思います。ただ、いろいろな
形態がございまして、管理者が直ちに現物出資す
るか、あるいは金額に換算して現金で出資するか
という点は、今後の問題だらうと思いますし、そ
れについてましても、まだいろいろと見地でも余計

の田中(昭)委員 そうなつてきますと、先ほど国
がおられたお話を聞いて、さういふことは相
當段階であろうかと存じております。
○田中(昭)委員 もう一べん確認しておきます。
先ほど国の出資が一割、管理者者が一割、それから
財投のほうから三割ですか、それで五割。あとに
部分の四割をいわゆる民間ですか、あとの一割は
どうなりますか。

が、国の監督と申しますか、そういうも
光揮させたいという趣旨でございます。

委員 この無利子の資金の貸し付けがないわけですね。国の援助として特別

市委員 特別転貸債と申しますのは、地中にそういう柱が立てられまして、それがこういう会社に対する金の貸し付けで統けていくのか。その統けていく場所ではなくて、その事業者が事業を統けていく率で、どのくらいを考えておるかが、そういうことも考えられておりまことに四十五年度だけそういうことをやるつもりでございます。四十五年度では一応は四十五年度だけそういうことをやるつもりでございます。

利は六分五厘となつております。な
るにつけましては、先ほど申し上げま
す。なあ、私どもは、これは四十五年
のではございませんし、事業も四十五
終わるといふものではございませんの
業が終わるまで続けさせていただきた
うに期待しておる次第でござります。
委員 そうしますと、その率も同じ
金額をずっと続けていくわけですか。
わゆる予算措置といふのが起つて
ますけれども、それとの関係はどうで
きるかじめ幾ら幾らといふうに現
ておくことはむずかしかろうと思いま
る。当局との話し合いの段階で、今後そ
起これば、この事業に対しましては続
けるものといふうに期待してござい

がわかれれば、それに見合う民間事業者の総合金利はどのくらいを想定しておるか、お聞かせ願いたいと思います。

○栗栖政府委員 公團の場合は、現在の方式でござりますと五分八厘八毛、約五分九厘であります。それから本方式の場合につきましては、御指摘のとおり、資金構成なりあるいは一部配当があるかないかということによつても多少変わりますけれども、大体五分九厘よりちょっと高目になるのではなかろうかと考えております。

○田中(昭)委員 いまの五分九厘というのは、公團の五分八厘八毛と大体同じような……。

○栗栖政府委員 ちょっと誤解がござりますが、先ほど五分九厘と申し上げたのは、公團の場合の五分八厘八毛をまとめれば約五分九厘と申し上げたわけでございまして、それとの対比でちょっと高目になるのではあるまいかと考えております。

○田中(昭)委員 そうなりますか。國の無利子の出資とか、管理者が現物出資したり、それから財投も大体六分五厘といふふうにきまつておれば、そんなんにならないのではないかと思うのです。その場合、民間会社ですから、当然利益が要求されると思うのです。その場合の利益は考へてみなければならぬと思うのですが——その前に、いまの民間業者の場合の総合金利は、先ほど話された資金構成の仮定でいいですから、もう一回計算して出してもらいたいと思います。

○栗栖政府委員 いろんなケースがござりますので、先ほど申し上げました資金構成、その中で四割が市中調達と申し上げたわけでございますが、その市中調達の金利を八分五厘と考えますと、約五分四厘程度だといふふうに考えます。

○田中(昭)委員 五分四厘になりますと、利益も相当出るし、五分四厘でおさまるようであれば、これはまたあとであれしたいと思いますが、時間がありませんので、次に入ります。ですから、その場合、民間業者でございますから、利益が出た場合に、その利益は大体どうするのか。配当され

るところです。そのまま配当といふようなものについても、ある程度考へておかなければならぬじやないかといふようなことを、私はここでひとつ問題提起をしておるわけです。それはそれで終わります。

次に、京浜、阪神の両公團の埠頭の貸し付け料は大体どのようになつておりましようか。また、今回の場合の貸し付け料も大体當局はどういうに想定しておられますか、お尋ねしたいと思います。

○栗栖政府委員 現在、京浜公團ででき上がって供用してござりますのは、横浜の一ベースでございますが、これは一ベースが約二億二千万程度でござります。それから阪神公團でやつておりますは、大阪の南港につくつておる施設でござりますが、これがやはり二ベースでございまして、これの使用料が二億三千万円ないし四千万円程度といふふうに相なつております。

○田中(昭)委員 今回の場合は、実はまだいろいろと、先ほど申し上げましたように、資金構成その他もございまして、場所によります建設費が非常に貸し付け料に影響いたします大きなファクターでございまして、一応概算いたしますと、約三億程度でござりますが、これは金利その他の関係じやございませんで、建設する場所の地盤の状況とかなんとか、関連いたします建設費に関連したものでござります。

○栗栖政府委員 既設の本牧や大阪なんかに比べれば高くなると存します。ただ、今後公團が供

用開始いたしますほかの場所に比較いたしますね。

○田中(昭)委員 これも先日質問がありましたが、

○栗栖政府委員 いろいろ規制等もありましたと

が、公團と比較した場合、そのように全部の状態

にすおに民間業者が応じてくればかまいませんよ。そういうことと、以前からこの建設について運

輸省としてどのようにお考へになつておるか、こ

政令で定めると言われておつたわけですね。どの程度にそれをするのか。公團よりきびしくするのか。それとも船会社等は、そうでないと船会社に対して運輸省がやっておるようことにすなわい提起をしておるわけです。それはそれで終わります。

次に、京浜、阪神の両公團の埠頭の貸し付け料は大体どのようになつておりましようか。また、今回の場合の貸し付け料も大体當局はどういうに想定しておられますか、お尋ねしたいと思います。

○栗栖政府委員 公團は、御承知のように、ある

意味の國の機関でございまして、基本計画を大臣

が示しまして、あと実施計画その他のいろいろと関

係方面あるいは管理者と相談しながら実施してま

りますが、やはり公團はそういう御指摘がござ

いました民間会社と違つて、いろんなトラブルは

ないといふうな前提で考えてございます。た

だ、公團の事務のやり方その他でふなれな点がど

らいまして、多少の問題はあらうかと存じます

が、これも軌道に乗れば解消するものだといふ

うに理解してございますが、民間会社の場合に、

御指摘のようになりますので、私どもが期待

入った民間企業でござりますので、私どもが期待

しないようなことが起るんじやないかといふ

御指摘だらうと存りますが、そういうことにつきま

しては、いろんな規制措置をかけまして、われわ

れ運輸省なりあるいは港湾管理者なりが、期待し

たような仕事を的確にやれるよう指導してまい

りたいといふうに存しております。

○田中(昭)委員 同じようなことにありますけれ

ども、国が一割の無償貸し付けをやつて、そして

政令では——まだ政令が明らかになつておりませ

んから問題ですけれども、政令の規制次第では、

どのような場合に、それじゃその場合は国が管理者

だけでありますか。

○栗栖政府委員 いまの段階で私ども考へており

ますのは、船会社——民間資金と申しますが、あるいは地

元財界の資金も入ることも可能だと存じますし、

いまのところ、民間資金が入らないといふうな

心配はないといふうに理解してござります。

○田中(昭)委員 今度の埠頭につきましては、コ

ンテナの埠頭が必要であるということは、海運造

船合理化審議会ですか、昨年八月にも答申してあ

りますし、また五十年度までの需要見通しから行

なつてみましても、さらにまた新全總にも、外航

貿易の拠点としてのいわゆる東京湾、大阪湾、伊勢湾、閑門等があげられてあります。ですから、こういふことを考えますと、港湾関係のいろんな法律の目的を見ると、当然これは必然的にそれがやるかやらいかといふ結論は出ると思うのです。これはどうでしょ。

○栗栖政府委員 御指摘のように、東京湾、大阪湾に次ぎまして、伊勢湾あるいは閑門といふのは、わが国の輸出貿易に非常に重大な関係を持つてゐる港でございます。したがいまして、特にコンテナにつきましては、非常にコンテナ化の進度が早いわけでございまして、どんどん進んでおるようでござります。何とかしなくちやならぬということから、いろいろな施策が進んでおるわけでございまして、京浜及び阪神、大阪湾、東京湾につきましては、現在外貿埠頭公団で進めてございますが、中京地区、伊勢湾につきましては、当方式をとつて推進したいといふことを考えております。

○田中(昭)委員 それで、関係法案といつますと、いろいろ私から言つまでもなく、法案がありまして、その目的なり定義から考えれば、これはこういふことをやることについてはつきりした腹がまえでやらなければいけない、こう思うのですが、その点、ちょっといまの局長の答弁だけでは心配になるのですが、いかがですか。

○栗栖政府委員 いろいろと港湾整備に關係いたします法律がたくさんございますけれども、たとえばコンテナにいたしましても、その進み方が非常に早いといふことでござりますが、一般にいふまして、港湾の整備は従来の方式で進めたい。ただ、特にコンテナといふような特殊な輸送形態をもちまして、そういう特殊な輸送形態をうな特殊な埠頭が必要だといふのが出てまいりましたので、そういうものに対しまして、こういふ民間資金を入れた方式を考えたいといふふうに考えておるわけでござります。

○田中(昭)委員 それじゃそのくらいで終わりますして、次は、これも先日ありましたお答えの中で、港湾の管理者の貸し付け金等につきまして、

運輸省のほうから、期限が来れば返つてくる、このよつた御発言があつたわけですが、國の貸し付け金、転貸債も同じことが言えるわけですね。同じでしょ。

○栗栖政府委員 御指摘のとおりでござります。

○田中(昭)委員 最後になりますが、いままでのような方式でやりますと、國の負担金は名古屋の場合などのようになつてゐるか、その点を見ますと、社会資本のおくれによる國の責任を民間に転嫁してゐるのではないか。これは利子補給を受けている船会社との関係もございますが、その場合、まずこの程度のことでは、どうも運輸省として当法案に盛られているような國としての責任が果たされたとは思われないので、いかがですか。

○栗栖政府委員 社会資本の立ちおくれは御指摘のとおりでございまして、港湾ももちろん、いろいろと問題点をかかえておるわけでござります。一般的に申し上げまして、私どもは、防波堤であるとか、あるいは航路であるとか、そういうみなが使つ重要なものにつきましては、公共事業方式で今後とも進めたいたいといふに考えてございますが、埠頭の中で、先ほど申し上げましたコンテナのように、特殊の船に対する特別な施設の要が入れる範囲で極力入れたい。ということは、逆に申しますと、それだけ社会資本の整備の助けになるとどうふうに理解してござります。

○田中(昭)委員 以上で終わります。

○福井委員長 この際、午後二時三十分再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時十五分休憩

午後二時四十五分開議

○福井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

港湾法及び港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。和田春生君。

○和田(春)委員 今回の港湾法及び港湾整備緊急措置法の一部改正につきましては、改正案として提案されている限りにおいて私どもは賛成でござりますが、これに基づく運用並びに将来の問題と、またこの改正案が通りますと、立案の意図がどうであつたにせよ、法律はそれ自体として動いていきますので、そういうことに関連いたしまして、政府の所信をただしたいと思うわけであります。

○和田(春)委員 今回の改正案が提案されたそもそももののかなづかけは、阪神、京浜のほかに中京地区、伊勢湾地区にコンテナバースをこしらえよう、こういふことがきつかけになつてゐるわけでござりますけれども、一体、この法の改正は、公団等の新設がきびしく制限されてゐるので、便宜的にこの伊勢湾地区に限つて民間資金を導入してやる、そのことの区に応じて、むろしごく積極的に民間の資金並びに技術を導入して、この種の港湾整備を進めようというのであるのか、それとも今後の社会の急速な発展状況に応じて、むろしごく積極的に民間の資金並びに技術を導入して、この種の港湾整備を進めようといふことの趣旨がいままでの説明の限りでははつきりしていませんので、その点をまず最初にお伺ひをしたいと思います。

○栗栖政府委員 ただいま御指摘の点でございまして、埠頭につきまして便宜的といふのじやございませんで、公共施設と申しますか、社会資本の中で、民間資金を導入して社会資本の促進を補うといふ趣旨から発想いたしまして、民間資金の導入の可能なものに対しては考えたいといふことで御提案申し上げた次第でござります。

○和田(春)委員 民間資金の可能なものについて考えたいといふのではなくて、今後の港湾整備、速な勢いで発展していくと思います。しかし、從来論じられているのは、主として外航関係のコンテナ輸送に対するコンテナヤードの整備、バースを充実していくといふところに重点が置かれておられますけれども、御存じのよう、コンテナ輸送

といふのは、海と陸とを一貫して行なわれるといふところに、非常に輸送の能率を高めるといふことがあるわけですね。そうなると、單にこれは外航路の関係だけではなくて、国内におきましても、当然、国内におけるコンテナの海上輸送といふものも、今後の状況としてどんどん進んでいくことが一応予測されるわけなんです。そういたしますと、單に京浜・阪神、それから伊勢湾地区だけではなくて、他のところにおいても、やはりそういう国内における海陸一貫輸送の効率を向上するという意味で、コンテナヤードを整備しなくてはいけないと、うような状況になることです。そういうことをにらんで、積極的に民間の資金や技術といふものを導入して、できるだけ能率のいい方法を採用しようといふところに目標を置いているのか、あるいは今後とも政府が主体とやっていくんだけれども、やむを得ない場合や、あるいは民間の資金を導入してもよからうと考えた場合に、例外的にそういう方法を考えようとしているのか、その辺の基本的な考え方を尋ねているわけです。

○栗栖政府委員 どうもお答えが不十分でございましたが、御指摘のとおり、今後内国貿易につきましては、コンテナ化あるいはロールオン・ローラオフ船、そういう海陸一貫輸送の新体系の施設、輸送体系が出てくるといふことは御指摘のとおりでございまして、私どももそう考えておる次第でござります。そういう場合に、コンテナに例をとつて、どうんただけばわかりますように、やはり海陸一貫輸送と申しますと、船の輸送形態も特殊でござりますし、港のほうの施設も特殊なものに相なるわけでござります。そういうものにはやはりこういふ新しい方法を導入いたしまして、大いにやつていつたほうが、今後とも実際的ではなかろうかといふふうに考えておる次第でござります。

○和田(春)委員 そいたしますと、今後の方向として、いまの港湾局長の答弁ではまだはつきり

しない点があるのですが、具体的な例をあげて二、三お伺いしたいと思うのですけれども、コンテナ輸送のことを考えた場合に、コンテナヤードは従来の港という概念とはだいぶ違うと思います。陸と海との輸送の接点として、一貫した体系の中の一つの部分になるわけですから、從来、船会社とか海運の経営者は、船をつくる港湾業者、あるいは港湾の施設については港湾の管理者がこれを整備する。港湾から今度は陸上の輸送、鉄道なりあるいは道路輸送なりによって、くといふことになつておつたわけです。しかし、いままでのところを見ますと、海上輸送の一つの形態としてのコンテナ、そういうところから出発をしておつたものですから、コンテナヤードの施設、そのための特殊なバース、こういうものについても、今回伊勢湾地区では、海運業者が出資をしてこれを管理運営していく。もちろん管理権は港湾管理者にあるにしても、そういう形になつてきている。これがどんどん今度は広がっていく場合に、単に船会社の海運業者だけではなくて、陸上からのどういう問題に対する資本参加というものを積極的に認めて、全般が共同して、より効率化され、その点をひとつお伺いしたいと思います。

○栗栖政府委員 御承知かと思いますが、運輸省

の研究課題だと思いますが、やはり一貫輸送を阻害しない方向で研究したいと存じております。

○和田(春)委員 そうすると、その点についてはまだ検討中で、はつきりした見通しは立てていません。今回の法改正は、名古屋におきます伊勢湾地区のコンテナ関係の埠頭設備、そういうものについて考えておられるのがとりあえずのねらいであつて、それ以外のことについては考えていない、こ

ういうふうに理解してよろしいですか。

○栗栖政府委員 今回の法改正の形からまいるままで、御指摘のとおり民間資金には限定してございませんので、いろいろなケースが考えられると思します。当面考えられる伊勢湾地区につきましては、いまのところまだはつきりいたしませんけれども、一応利用する船会社、あるいは場所によ

りましては地元財界の方々の資本参加があるので、いかがなうかといふうに考へる次第でござります。

○和田(春)委員 ちょっと質問とそれ違つてゐるようなんですが、今度、冒頭に申し上げましたけれども、一応利用する船会社、あるいは場所によ

りましては地元財界の方々の資本参加があるので、いかがなうかといふうに考へる次第でござります。

○栗栖政府委員 第一の点でございますが、御指摘のとおり、コンテナ埠頭ということばが入つて、それ以外のことについては考えていません。伊勢湾地区につきましては、今度はもつぱら民間資本といふものを導入して、民

間の創意工夫、技術とか、そういうものを活用しあがらやつていてこうとするのか、その点はいかがですか。

○和田(春)委員 京浜、阪神——東京湾、大阪湾は御承知のように公団でやつてございますが、これは御承知のとおり非常に貨物の量も多うございまして、資本投下も膨大になるということで、公

團でお願いしたわけでござります。三番目に現在伊勢湾地区が出てまいつたわけでございますが、

他の地域と申しますと、いまの段階では、それがから特定用途港湾施設、こういう表現になつてゐるわけですね。そして、重要港湾の港湾管理者が運輸大臣が一定の基準に適合すると認める者に

対して云々といふ表現になつてゐるわけです。それから会社の審査でございますが、内容につ

ないわけですね。そこで、まだ明確に例をあげて申し上げられ

ます。まだ明確に例をあげて申し上げられないわけなんです。そこで、これは法律ができま

すと、法律自体として動いていくわけなんです。したがつて、こういうような表現を使つてゐるの

で、一体政府としては、どういう将来を望みながら、どういうことを頭に描いてこの法律をつく

るのか、もう少し広く一般的の利用者と申し

ますか、たとえばその地方の財界を入れるといふのがいいのか、多少またはつきりしない

点がございます。しかしながら、御指摘のとおり、広い意味で、そういう海陸一貫輸送の一部で

あるといふ点では全く同感でございまして、今後

の研究課題だと思いますが、やはり一貫輸送を阻害しない方向で研究したいと存じております。

○和田(春)委員 それに関連して、今後さらにこ

ういうコンテナの埠頭施設というものがふえてい

くといふ場合に、現在御承知のように、二つの外

貿埠頭公団が京浜と阪神でやつてゐるわけです。

第三番目の伊勢湾地区については、民間資金を相

当大幅に導入してやらせようとしているわけですが、今後他の港にコンテナの輸送システムがどん

どん発展していくつて、やはり設備をやankなくてはいけないというときに、公団というようなものを

またつくつてやろうというお考へがあるのか。今後はもつぱら民間資本といふものを導入して、民

間の創意工夫、技術とか、そういうものを活用しあがらやつていてこうとするのか、その点はいかがですか。

○栗栖政府委員 さようございます。

○和田(春)委員 それはしかし、答弁ですか

認めをとおきました……。

そこで、実はこういうことを私が質問いたしておりますのは、公団には公団システムのいいとこ

るも確かにあると思うのです。しかし、よくいわれるように、お役所仕事とかいろいろな面で、能率的にいろいろと問題が起きてくる。あるいは時勢の急速な発展に対応し切れず、あるいは非能率という言い過ぎかもわかりませんけれども、効率が悪いために、使用料その他においても、民間でやるよりも割高になる危険性があるとか、そういうことに対する不満や今後のことに対する危惧というものが海運関係者にはあるわけです。現に民間で、ひとつ民営による埠頭の整備をやるうではないかという意見が出てきたそもそも、公団の新設をこれ以上やらないといきような政府の方針に関連するというよりも、既存の阪神あるいは京浜の外貿埠頭公団のその後の運用ないしはあり方というものに対する不満が、有力な根拠になつてているという点は御存じだと思うわけですからけれども、そういう点はお聞きになつておりますなんか。

る意味において政府、これをバツクにして港湾管
利者が資本に参加をしていく。そのことによって
これに対する管理権を確保しようという考え方が
あるということは、今までいろいろな機会に説
明をされているわけなんです。しかし、この場合
に、管理権というのをたてにとつて、その新しく
できる埠頭施設の運用や、今後の改修、あるいは
新しい時代の要請に応じるためにさらにこれをど
んどん改善をしていくこうというなときに、あ
まりチエックが強過ぎますと、せっかくの民営に
よるということの利点がかえって削減されること
になる、そういうおそれもあると思うのです。そ
こで、そういう民営によってやらせるといつり場
合、管理並びに運営の主体が民営になるという場
合に、政府としてはこれを管理をしていく、ある
いはチエックをしていくという場合に、もっぱら
どういう点にポイントを置いて、その管理権とい
いますか、それをチエックしていくと考えてお
られるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○和田(春)委員　はござりますません。
中で、政府として、そういう点にござ
る。もう一つつけまして、埠頭にござ
るだけ民間の創始者の方々が、何とお
っしゃうございませんか。
○栗栖政府委員　ただ、政府が、運搬
業者の方々が、何とおっしゃうござ
いませんか。
○和田(春)委員　さまでして、港務
省の方々が、何とおっしゃうござ
いませんか。
○栗栖政府委員　さまでして、埠頭
の運転であるところ、これは当然のこ
とについて、どう思つておられる方
がいらっしゃるか、お聞かせ願ひます。
それから、埠頭の運営が、いかでござ
います。

常に経済的に効率ができるだけ最大の力を発揮するといいますから、あると思うのです。する場合に、公平円滑な運営を実現するためには、運輸大臣がチェックしておかなければいけないとこ

タ港 さ認いと ンわ 考こ置こつ回うの何んの し重きが点経よ 然滑 の

人つていていただきまして、その場合に、いますけれども、そ
し入れ、なお、ほかの方法で担
点を十分配慮して計
りなシステムをとつ
てはほかの方法で担
こざいますし、それ
ほど申し上げました
りの整備につきまし
てはど申さないとい
進めていきたいと
安全という場合に、
ことは重要でござい
なことが二度と起
は当然なことで、む
ろ設備そのものに直
接問題なんですね。こ
の問題なんですね。
管理者なり、つま
じに、そういう点で
公の機関の手で
改めおきましても、
のが劣つていいわけ
ますし、リベリア
します。日本は、国
が次いで一番目だ
ふうに思われる点
のものについても
わなくてはいかぬ
効率をよくすると
入っておりますと、
よりも、その面に
ふうに考えるのが
だけコストを安くあ
ることは、そういう民間

企業の本質ですから、普通の商事会社とは違つておつても、民間資本が入つてそういう人たちがやつてくれれば、公団や地方自治体がやるよりも効率がいい。経済的な面においては心配要らぬい。しかし、その経済的な効率を追求するあまり、肝心かなめの安全性の問題がおろそかにされるという形になつたのではとんでもないことだとと思うわけなんです。

そこで、いまの防波堤なんかではなくて、そういう港湾の施設に関して公益性を担保するのが行政の一番重い仕事だと思うのです。どういう点に重点を置いてチェックしていくとされているのか。つまり、こういうことがなければいかぬではないか、こういうことについてはもつと考え方なくてはいかぬではないかといふ、やはりちゃんとした方針をお持ちでないとルーズになると思うのですね。それでお伺いしているわけですから、そ

の辺にこぎまして 少し具体的にお答えを願いたいと思うわけです。

うお答えができるまでまひつておりますが、た
だいま御指摘ございましたような埠頭の安全性と
いう点について申し上げますと、たとえばクレー

あるいはクレーンのモーターの強さとか、安全率の問題でございますとか、あるいはあれは埠頭でござりますから、岸壁なり棧橋の強

度、そういうものを普通公共事業でやつておるものの比べて落とすということはあり得ないわけでございまして、そういう点は、事前に先ほど申し上げましたような会社の事業計画なりをチエックする場合にも、十分チエックしたいと存じております。

それからなお、こまかになりますけれども、まだ明確でございませんけれども、たとえばコンテナですと、非常にたくさん舗装いたしますが、その舗装の厚さの問題であるとか、そういう点も、御指摘のように、安全度につきまして十分注意を

○和田(春)委員 この法案案で直接関係なへかもわ
して今後指導してまいりたいというふうに存じて
おります。

の間もつて岸壁にたどりついても、階段がないために上がりがない、あるいは急速に助けられないといふような点で、これは人命の安全という面で、岸壁から海面に至る階段が必要にして十分なだけ設けられるといふことも、たいへん重要ではないかという点があるわけです。

それから同時に、岸壁に救命具が備えつけられていくなくてはいけない。日本におきましても、米軍が管理している岸壁等におきましては、こういう救命具の配置等が非常に綿密に考えられており

ますが、日本の場合にはそんなものは何もない。ロープとブイがあればその人は助けられたのに、その施設がないために、助けられるものもみすみす助かるしかないところもまたつたのです。

了りにわざわざ、かとじきいなかしれりてはな
い。その場合には、岸壁の安全施設がないといふ
点に責任が転嫁されず、そういう地点で遭難を
した人が不幸であった、不運であったというよう

に片づけられがちであります。めったにないこと
であります、一人の命といえども大事であります
から、そういう点を十分に考えていく必要があ
る。

それから、いろいろ大きな船だけでなく、小船も来ますし、そういう船と岸壁の間といふものとの交通といふような面について、手すりつきの渡

し板というようなものも、これはなかなか船に積んで走れないというような場合もあります。そういうものも整備する必要がある。

めに、緊急の連絡がなかなかうまくいかない。当該の船舶については、岸壁から専用電話線等が引かれることがあります。しかし、公衆電話の設備が非常に少ないことはまぎれもない。

あるいはそこで労働をしておる港湾の荷役従業員がけがをすることがある。そういう場合の保健救急の施設というものについて、日本の場合には

非常に欠けてくるといふ面がありますから、そういう保健とか救急医療の施設というようなものも重要になつてくる。

共の足が入っていないことのため、非常に不便を感じている。これは私が船員出身ですか
ら、特に申し上げるのですけれども、非常に輸送
の能率化がはかられてきますと、港における休養
の期間とか上陸の期間といふものは、たいへん短
くなつてくるわけです。その短い間に用を足さな
ければいけないといふのに、タクシーとかバスと
かのトランスポーター・ションの手段が不十分なた
めに、みすみすあじけない思いをして、ピストン
でまた出帆をしていくという形になるわけです。
こういう点が非常に欠けている。
あるいは船員とか港で働く人たちの休養施設が
不十分であるために、雨が降つたとか、あるいは
労働のときに、その辺の休養にならないような場
所に腰をあおしてゐるとか、あるいは休養しよう
と思ってもどうにもならないといふような問題も
あるわけです。
いろいろありますけれども、こういうような点
の安全と、それから埠頭施設を利用する船員並び
に港湾従業者に対するサービス、こういう面が今
後やはり非常に重要視されてくるのではないか。
特に人間性尊重とのかね合いでこれは大事だと思
います。こういう点が從来の施設においてたいへ
ん劣つてゐるわけです。したがつて、政府がこう
いう問題を管理していく、あるいは監督をしてい
くといふ場合に、民営で民間が管理し運営してい
く場合に、行政府としては、効率的な面よりも、
もっとそいうところに重点を置いてチェックを
してもらいたい。同時に、從来の港湾施設につき
ましても、立ちおくれのはなはだしにこの方面を
積極的に推進をしてもらいたい、こういう希望を
持つてゐるわけがあります。
そういう点につきまして、この法案も通れば実
施されるわけですから、この機会にひとつ港
湾局長から政府側の所信と決意といふものを十分
お伺いしたいと思います。

きましても、私、御指摘された点一々思い浮かべながら考えておつたわけでございますが、極力そういう御趣旨に沿うようにやつてきた点もありますし、あるいはまだ不十分かと思われる点もござります。この点につきましては、港湾管理者ともよく相談いたしまして、利用者の方々に対して御不便のないよう、いよいよこの点で努力してまいりたいと思ひます。

○和田(春)委員 それでは最後に、今までの質疑の中でかなり明らかになりましたが、この法案の運用のみならず、これを機会に港湾の公平円滑な利用、こうじう面については、公益的な見地から十分担保してもらう、能率化については、民間の創意くふうというものをできるだけ尊重して、政府が要らざる非能率的介入はやらない、それから安全の確保については、非常に大きな責任を感じてやつていただきたいことを希望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○福井委員長 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十二分散会

昭和四十五年四月四日印刷

昭和四十五年四月六日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局